

静岡産業大学

平成 27 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 28 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

静岡産業大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、静岡産業大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は2項目の理念、8項目のミッションによって大きな方向性と使命・目的などを示し、更には「県民大学宣言」によって地域に貢献する大学としてのスタンスも明記している。こうした使命・目的及び教育目的に関して役員・教職員などの理解と支持は得られており、広く学内外にも周知されている。使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織も整備されている。また、個々の学生の潜在能力を引出し、開発することを重視し、学生が「大化け」することを念頭に置いた人材教育に力を入れている点、毎年定期的な「ラーニングメソッド研究会」を開催し独自のメソッドの開発に取り組んでいる点など、個性ある教育、特色ある教育が行われている。

「基準2. 学修と教授」について

教育環境は整備され、適切に管理・運営されている。アドミッションポリシーは学部ごとに明示されており、それに沿って入学者選抜が公正かつ妥当な方法で行われている。受入れに関しては、大学全体で収容定員を満たしている。現在、入学定員を割込んでいる学科があり収容定員充足率に差があるものの、各方面からの要望を聞き定員確保に努めている。カリキュラムポリシーは学科・コースごとに明確に示されている。教員同士の授業参観や「ラーニングメソッド研究会」などを通じて組織的に教授法の向上を図り、教育力の可視化にも努めている。また、「SSU 教育マネジメントサイクル」の一環として、年度当初の「教育研究等実践目標」と年度末の「教育研究等実践報告」により教育目的の達成状況の点検・評価などが行われている。ディプロマポリシーに関しては、単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に運用されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

「学校法人新静岡学園寄附行為」に基づき理事会を最高意思決定機関と位置付け、理事会の主導により経営の規律と誠実性を維持している。学園の組織規則などにより機能的に事務組織が構築され、適切に運営されている。また、会計規程などに基づいて統一ルールが定められ、会計業務全般の適正化・効率化が図られ、適正に会計処理が行われている。財務に関して、負債比率を良好な水準に維持している点は特筆すべきである。

また、学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう支援・補佐する体制として学長室が設置されており、特命事項について提案・報告がなされるなど支援体制は確立している。学長は毎年教育・運営に関する方針を公表する一方、事務職員による「ひとり一善二改革運動」が行われるなど、リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営がなされ

ている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的に即した自己点検・評価が恒常的に行われ、その結果について学内共有はもとよりホームページにおいても公表されている。加えて、静岡産業大学独自の自己点検・評価である「方針管理制度」も全学的に展開されており、その方針の遂行状況が毎月点検され、「業務報告書」の形で全教職員に公表されている。そして、この中で解決すべき課題については適切な会議体にて協議・検討され、改善に向けて次の方針へとフィードバックされている。なお、各種の情報収集・分析についてはこれまで法人事務局や入試広報課が行っていたが、平成 27(2015)年度からは規則を整備した上で学長室に IR(Institutional Research)の機能を担当させることとしている。

総じて、四つの基準いずれにおいても、指摘すべき課題・問題点は少なく、換言すれば十分評価に値する。また、「静岡県民大学宣言」なるものを公表し、地域社会に根付き、貢献する大学として機能している。加えて、さまざまな時代の要請に対応した変化と進化を絶えず続けており、継続する 18 歳人口の減少など、今後更に厳しさが増すであろう地方の私立大学の経営にあって、全学一体となって適正な大学運営を行っていくものと期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、2 項目からなる理念により大きな方向性を示し、また、8 項目のミッションによってその使命・目的などを定義し、「教育によって社会的地位を確立する」といった教育上の位置付けも、具体的かつ明確に示している。合わせて「県民大学宣言」によって地域に貢献する大学としてのスタンスも平易かつ簡潔な文章で明記されている。そしてこれら理念、ミッション、「県民大学宣言」は全て広く社会に周知されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

個々の学生の潜在能力を引出し開発することを重視し、学生が「大化け」することを念頭に置いた人材教育に力を入れている点、毎年定期的な「ラーニングメソッド研究会」を開催し、独自のメソッドの開発に取り組んでいる点などから、個性ある教育内容、特色ある教育内容が十分明示されている。また、学則は学校教育法で定められた大学の目的に適合しており、時代の変遷に伴う地域のニーズに対応すべく、絶えず教育内容の修正・改善に取り組んでいる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

理事会・常任理事会・大学協議会・大学運営会議・教授会そして各種委員会などが有機的に構成されており、役員・教職員の理解と支持を得られている。また、使命・目的及び教育目的については、大学案内やホームページ等により、学内外に周知されている。中長期計画や三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）は使命・目的を踏まえて策定されている。そして、使命・目的及び教育目的を達成するために各種研究所やセンターなど、必要な教育研究組織も整備されている。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは学部ごとに明確に定められ、学生募集要項やホームページに明記されている。学生募集要項は、オープンキャンパスや進学ガイダンスなどで配布されている。

アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜は公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとに運用している。入試問題も大学自ら作成し、専任教員だけで作成できない科目については、専任教員が非常勤教員の協力を得て作成するなど、適正に行われている。

学生受入れ数の維持について、大学全体では収容定員を満たしている。入学定員を割込んでいる学科もあり、収容定員充足率に差があるものの、学部間の定員変更、学科の改編などを計画し、受験生のニーズ、高校教員や保護者、企業・公共団体から大学に対する要望を聞き、定員確保に努めている。

【参考意見】

○情報学部の改編の確実な実行と、収容定員充足率の向上に期待したい。

2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

各学部の教育目的を踏まえた教育課程編成方針を図表等で明示し、授業内容・方法などに工夫をしており、シラバスは大変わかりやすく配慮されている。各学部では、企業の実践例を「冠講座」として特色ある授業を実施している。教授方法の向上については、教員同士の授業参観の実施、更にはラーニングメソッド研究会などを通じて組織的に教授法の研究を進め、教育力の可視化に努めている。PDCA サイクルは体系的に位置付けられ、その改善・向上方策として、独自に「SSU 教育マネジメントサイクル」が年度ベースで実行されている。また、学生による授業アンケートの結果を教育方法の向上につなげている。「教育研究等実践報告」では、教育の達成成果、授業アンケートの回答に対する改善結果、アクティブ・ラーニングの実施状況など、項目ごとに A～D の 4 段階評価を導入している。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職員の協働は、教育課程編成から授業運営まで、教員と教務スタッフから選任された教務委員会で行われており、授業支援では、学科・コース説明会の開催、学内施設ツアーの企画運営などで実施されている。

また、TA に相当する学部学生を SA(Student Assistant)として活用しており、「静岡産業大学スチューデント・アシスタントに関する規程」を定め当該学生の授業等に支障がないように配慮されている。

中途退学者対策として、保護者との面談や出席管理の強化などを実施している。ゼミナール担当教員と退学希望者との面談、更に、個々の面談で得られた記録を集計し、教務委員会及び教授会において報告され、教育内容の検討が行われている。また、オフィスアワー制度を全学的に実施している。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に運用している。成績評価の基準については、ホームページ上に掲載されている「成績評価の方法」に明示し、1年間の履修登録単位数の上限は規定されている。半期の履修登録単位数の上限が経営学部と情報学部で異なっているが、学部間の履修に関する申合わせ事項に基づき、他学部の授業科目で修得した単位も規則の範囲内で認定されている。他大学で修得した単位数は、60単位を上限として認めている。

卒業研究の成績評価について、論文及び抄録の原稿が期日までに提出されない場合は、卒業研究の単位を付与していない。また、成績評価をもとに GPA(Grade Point Average) に準ずる評価指標を算出し、特待生、卒業表彰、留学生奨学金候補選考等の基準としている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職委員会及び就職支援課が中心に外部との連携を保ち、インターンシップ制度が確立され、キャリア教育のための支援体制は整備されている。インターンシップ終了後は、報告会の開催や、「インターンシップ体験報告集」を発行するなどの取組みがなされている。平成 26(2014)年度から全学年の学生を対象にした学修支援を実施する「リメディアル教育ルーム」を開設するなど、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制整備がなされている。

【優れた点】

○個別企業説明会の充実や、個別就職相談・指導の強化など両学部とも高い就職率や教員採用試験での合格率を堅持し続けている点は評価できる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

教育活動における大学全体の点検・評価・改善を目的とした「SSU 教育マネジメントサイクル」を実施するなど、教育目的の達成状況の点検・評価方法が工夫・開発されている。

学生による授業アンケート及び「学生の学修行動把握のためのアンケート調査」を行い、教育内容・方法の改善を図っている。授業アンケートの集計結果や教員同士の授業参観に基づき、教員同士の話し合いで、授業の満足度の高い教員は「ベストティーチャー」として表彰されるなど教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向け、評価結果がフィードバックされている。

【優れた点】

○全教員が毎年「教育研究等実践目標」を立てており、その達成度を学生の授業アンケートの結果とともに年度末に教職員へ報告している点は高く評価できる。

○毎年定期的に全学的な「ラーニングメソッド研究会」を開催するなど、独自の新しいティーチングメソッドの開発に取り組んでいる点は評価できる。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生サービス・厚生補導のための必要な組織を設置し、必要な人員を配置している。オフィスアワーを設け、経営学部における大学宛の学内ポータルサイト上の投書箱である「学生の声 (SSU VOICE)」によって学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握とそれらの分析・検討結果を活用している。学生に対する健康相談、心的支援、生活相談について、専用の部屋を設け、学生のプライバシーを守りながら、学生の支援活動を行っている。

【優れた点】

- 「特別教育奨励賞制度」「在学生特待生制度」などを設けて、学内外の学生生活にも注目し、著しい成果・成績を収めた学生の称揚に努めていることは評価できる。
- 急速に変化する社会環境に対応するため、従来の改革運動のみならず、学生のニーズに合致した適切な支援を行うための「大化け提案&ひとり一善二改革運動」として全職員が改革、新しい取組みを提案・実行している点は評価できる。

2-8 教員の配置・職能開発等

- 2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置
- 2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み
- 2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

学位の種類及び分野に応じて必要な専任教員を確保している。専任教員の採用・昇格は任用・昇任規則及び専任教員資格審査基準に関する内規・細則に基づいて実施されている。

教員同士の授業参観や「ラーニングメソッド研究会」などを通じ、組織的に教授法の向上を図っている。毎年「教育研究等実践目標」を立て、学生の授業アンケートの結果も含め年度末にその達成度を自己評価し、報告している。専任教員には年度初めに教育研究の目標として「教育研究等実践目標」に記入し、年度末にその目標がどの程度達成されたかを「教育研究等実践報告」に記入して学長に提出することを義務付けている。

教養教育においては、全学教学委員会を設置するなど体制の強化に努めている。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境は整備されており、適切に運営・管理されている。情報ネットワーク施設は学内 LAN を整備し、多数の情報コンセントを教室、図書館、学生ロビー、食堂などに設置し、ノートパソコンを保有している学生が利用している。体育館 4 棟を整備し、スポーツ関連の授業や部活動以外に一般の学生も利用している。授業は少人数教育を目指し、科目ごとに定員が定められている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

平成 23(2011)年 5 月に表明した「学校法人新静岡学園宣言」により、公器性を強く意識した経営改革を進め、「学校法人新静岡学園寄附行為」に基づき理事会を最高意思決定機関と位置付け、理事会の主導により経営の規律と誠実性を維持している。

使命・目的の実現のため、理事会をはじめ常任理事会、教授会など組織的に配置された会議体が定期的開催され、経営に関する重要事項について審議するなど、継続的に努力している。

専任教員数や校地・校舎面積は設置基準を満たしている他、学校教育法などの法令や基準に適合しており、環境保全、人権、安全についても、学内規則、マニュアル等が整備され適切な配慮がなされている。

情報の公表については、ホームページを活用して教育情報及び財務情報を適切に公表している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為の他、寄附行為施行細則及び理事会・評議員会運営細則に基づき、理事会が、最高意思決定機関として運営されている。理事の選任、諸規則の制定・改廃等、重要事項について理事会で審議決定されている。

理事は学内関係者に偏らず、県内の産業界、医学界等からも広く有識者を登用し、学外の意見を聴取する体制を整えている。

規則に基づき、常任理事会に業務決定の委任が行われており、定期的に常任理事会を開催し、臨機応変に意思決定がなされている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定の仕組みは、戦略会議、大学協議会、大学運営会議、教授会及び学部専門委員会がそれぞれ適切な関係性をもって機能的に運営されている。

学校教育法の改正に伴い学内の規則を見直し、学長の権限や教授会との関係を明確にしている。

学長が適切なリーダーシップを発揮できるよう、支援・補佐する体制として学長室が設置されており、学長からの特命事項について直接学長に提案・報告できるよう組織が整備されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

常任理事会、大学協議会及び事務連絡協議会が組織され、大学と理事会・法人部門とのコミュニケーションが図られている。

理事会には法人及び大学の事務局幹部も陪席し、各管理運営機関が情報を共有するため相互チェックができる体制となっている。また、監事も理事会・評議員会には常に出席しており、ガバナンス等の機能についても相互チェック機能が保たれている。

方針管理制度の実施により、毎年学長が大学の教育・運営に関する方針を作成し、全教職員に周知する一方、教育職員による「ラーニングメソッド研究会」の開催や、事務職員による「大化け提案&ひとり一善二改革運動」の推進等、リーダーシップとボトムアップのバランスがとれた運営となっている。

【優れた点】

○学長方針に基づき各委員会及び事務局管理職が年度当初に実施計画書を作成し、毎月その進捗状況について業務報告書を作成、学長に報告した後、全教職員にも公開されている点は高く評価できる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「学校法人新静岡学園組織規程」及び「静岡産業大学組織規程」に基づき、機能的に事務組織が構築され、適切に運営されている。

業務執行においては、職責に応じた権限移譲が行われており、監事及び監査人による定期的な業務監査がなされている。

毎年、次世代のリーダー育成や業務の改善等を目的とし、階層別研修及び事務職員合同研修が実施されている。

【優れた点】

○事務職員のスキルアップを図ることを目的とした、理事長が示した人事方針に基づく「大学院進学による修士学位取得支援」は高く評価できる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

教育研究活動の資金を計画的に確保するため、予算編成時に併せて「中期見通し」を理事会、評議員会に報告するとともに財務運営の計画を立てている。この計画により、平成 21(2009)年度から平成 23(2011)年度にかけての中学校・高等学校移転整備事業を実施し、平成 23(2011)年度、平成 24(2012)年度の大規模施設整備事業及び平成 25(2013)年度の土地購入事業等を自己資金により実施しており、適切な財務運営がなされている。

外部調達に頼らない自己資金による学校運営方針を堅持することにより、負債比率は良好な水準を維持している。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

学校法人会計基準、「学校法人新静岡学園会計規程」及び同施行細則に基づき適正に会計処理が行われている。また、事業別予算管理及び新システムの導入により会計関連の諸手続きに統一ルールが定められ、予算管理を含む会計業務全般の適正化、効率化が図られている。

会計監査は年間 14 回（14 日）実施しており、会計処理全般にわたる事項について指導を受け、共通認識を持つための情報交換の場としても機能しており、適切かつ厳正に実施されている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

大学独自の自己点検・評価である「方針管理制度」を全学的に展開している。特に教学面において、教員には年度の初めに「教育研究等実践目標」の作成、年度末には「教育研究等実践報告」を提出させており、学生には年1回の授業アンケートと「学生の学修行動把握のためのアンケート調査」を実施し、教育研究活動の一層の改善を図っている。大学の使命・目的に即した自己点検・評価は恒常的な実施体制を整え、適切に実施されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価は、「方針管理制度」のもと、各担当部署に蓄積されたデータ及び資料等をエビデンスとして実施されており、透明性の高い自己点検・評価が行われている。また、自己点検の結果を「業務報告書」として全教職員に回覧・公表している。

各種の情報収集・分析について、平成 26(2014)年度までは法人事務局が行い、特に入試戦略関連については入試広報課が行ってきたが、平成 27(2015)年度からは学内規則の整備のもと学長室が IR の機能を担当し、充実に努めている。

また、自己点検・評価の結果については学内で共有するとともにホームページにて公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学運営に関する解決すべき課題については、適切な会議体で協議・検討され次の方針へフィードバックされている。

教育研究面については、教員が年度初めに教育研究目標を作成し、年度末にはその教育研究目標に対する自己評価の報告書を提出させている。

また、全学的な教育の PDCA サイクルである、「SSU 教育マネジメントサイクル」をスタートさせ、運営面・教育研究面ともに、改善反映の PDCA サイクルは確立されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携

A-1 地域企業体と連携した実学教育のエンパワーメント

A-1-① 冠講座の拡充による企業研究や経営特別研究の充実

A-2 学生を主体とした地域連携

A-2-① 経営学部の「キッズスクール」及び「スポーツスクール」を核とした地域との連携

A-3 総合研究所の取組み

A-3-① 設立目的、事業計画

【概評】

有力企業の工場等が多数存在しているという恵まれた環境を最大限に活用し、民間企業や地方自治体から講師を招く「冠講座」を毎年 10 講座以上開催している。そして、それが大学教育と実社会を結ぶ科目として大きな価値を持っている。「冠講座」は、15 回連続して行われる正規の授業で、履修した学生には 1 科目当たり 2 単位が与えられている。①自分が学ぶことで実社会にどのように役立つか②「冠講座」を提供している企業や団体の役割がよくわかる③実体験に基づいた暗黙知のようなものが聴ける—ことが特徴である。

スポーツ教育研究所事業のキッズスクールの目的は①実践的教育の場②地域貢献③研究利用—の 3 点である。「スポーツ保育 I」「D 級サッカーコーチ」など 7 科目がキッズスクールを実践の場としている。総合型地域スポーツクラブの認定を視野に入れて、地域住民にさまざまなスポーツの機会を提供し、生涯を通じたスポーツ参画の基盤づくりを大学と地域が連携し実施していることは地域・社会貢献に大きく寄与していると評価できる。キッズスクールは設置から 10 年が経過し、地域社会から高い評価を受け、一定の成果を挙げており、今後ともより一層の発展に期待したい。

「静岡産業大学総合研究所」は設立されてまだ日が浅いが、大学が所在する磐田・藤枝両市の行政や商工会議所、更には地域金融機関等との連携が推進され、静岡県全域に広がろうとしている。政策形成ゼミナール、SNS を活用した「市民、町民の施策満足度把握手法研修」「市町産業連関表作成」などの市町職員向けの研修を連携し実施していくことなどの将来計画を立てている。地元企業や行政とともにコンサルティングや研修会を通じて連携することで、「静岡産業大学総合研究所」は地元は大いに貢献している。

